

香美市社会教育委員公募要項

1. 目的

香美市社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき香美市社会教育委員設置条例で設置されています。社会教育委員は社会教育に関し助言を行うため、教育委員会の諮問に応じ、本市における社会教育について調査審議等をする機関です。

香美市社会教育行政について、市民の方々から広くご意見などをいただきため、社会教育委員の一部を香美市審議会等の委員の公募に関する条例に基づき公募します。

2. 募集人数

1名

3. 応募資格

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う方・学識経験者のいずれかに該当する方
- (2) 社会教育について関心があり、年3回程度、平日（夜間含む）の会議に出席して積極的に意見を述べることができる方。
- (3) 香美市に在住又は通勤・通学・活動される満18歳以上の方
- (4) 市議会議員及び市職員並びに3つ以上の審議会の委員でない方

4. 委員の任期

委嘱の日から2年間

（令和8年4月1日から令和10年3月31日）

5. 職務内容等

- (1) 委員は、社会教育委員会に出席し、本市の社会教育に関する必要な事項について審議等を行います。（年3回程度）
- (2) 会議に出席した場合、本市が規定する報酬等を支給します。
- (3) 職務上知りえた秘密を漏らしてはならない義務を負います。

6. 応募方法

(1) 応募書類

香美市社会教育委員 公募委員申込書

※公募申込書は香美市生涯学習振興課、香北分室、物部分室に備えることとし、香美市公式ホームページからのダウンロードも可能です。

(2) 提出先

応募書類を下記まで、郵送、持参、メールのいずれかで申し込みをしてください。
メールで申し込みの場合は、件名に「香美市社会教育委員申込」と記載してください。

〒782-8501

香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市教育委員会生涯学習振興課

TEL 53-1082 FAX 53-5226

メールアドレス shogai@city.kami.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金） 当日必着

7. 委員の選考方法など

香美市審議会等の委員の公募に関する条例及び、香美市社会教育公募委員選考要領に基づきます。